ウラシル要求性遺伝子（URA3） Orotidine-5'-phosphate decarboxylase	サッカロミセス・セレビシエ *Saccharomyces cerevisiae*
フレオマイシン/ブレオマイシン耐性遺伝子 Phleomycin / Bleomycin resistance gene	クレブシエラ・ニューモニアエ（バクテリアトランスポゾン Tn*5*） *Klebsiella pneumoniae*（Bacterial transposon Tn*5*）
フレオマイシン耐性遺伝子（*phl*） Phleomycin resistance gene	スタフィロコッカス・アウレウス *Staphylococcus aureus*
TRP1トリプトファン要求性マーカー Phosphoribosylanthranilate isomerase	サッカロミセス・セレビシエ *Saccharomyces cerevisiae*
テトラサイクリン耐性遺伝子 Tetracycline resistance gene	スタフィロコッカス・アウレウス *Staphylococcus aureus*
チオストレプトン耐性遺伝子（*tsr*） Thiostrepton resistance gene	ストレプトマイセス・アズレウス *Streptomyces azureus*
*umu*遺伝子 *umu* gene	エシェリキア・コリ *Escherichia coli*
ウラシル合成遺伝子 Ura3 / Orotidine-5'-phosphate decarboxylase	カンジダ・ボイジニ *Candida boidinii*
相同組換え認識配列attR1	ラムダファージ λ phage
相同組換え認識配列attR2	ラムダファージ λ phage
（6）タグ	
ヘパリン結合ドメインポリペプチドの構造遺伝子 Fibronectin / 細胞接着基質蛋白質のヘパリン結合ドメイン	ヒト
FLAG-tag	化学合成
Flpリコンビナーゼ認識配列	サッカロミセス・セレビシエ（2μm プラスミド） *Saccharomyces cerevisiae*（2μm plasmid）
グルタチオン S-トランスフェラーゼ（GST） Glutathione S-transferase (2.5.1.18)	日本住血吸虫（シストソーマ・ジャポニカム） *Schistosoma japonicum*
His-tag	化学合成
Xpress epitope tag Xpress epitope tag	化学合成

（注釈）

⑴　別表第一左欄の宿主及び別表第二右欄の由来生物の表記は、慣用名、微生物学用語集第５版（日本細菌学会）、別表第二左欄の挿入ＤＮＡの表記は、生化学辞典第３版及び第４版（日本生化学会）によるものである。

⑵　別表第二右欄の由来生物（限定条件）は、別表第二左欄の挿入ＤＮＡに対応する右欄の由来生物に限定する。

⑶　長期利用等によってＧＩＬＳＰとされている宿主のアスペルギルス・オリゼ（*Aspergillus oryzae*）、コリネバクテリウム・グルタミカム（*Corynebacterium glutamicum*）、ゲオバシラス・ステアロサーモフィラス（*Geobacillus stearothermophilus*）、サッカロミセス・セレビシエ（*Saccharomyces cerevisiae*）については、株の違いを問わず別表第一に記載されている宿主とし、これら以外は別表第一に記載されている株に限定する。

⑷　別表第一のベクターは、プロモーター、ターミネーター、エンハンサー、生理活性を有しないリンカー、アダプター、クローニングサイト、スペーサー、オペレーター及びシャイン・ダルガーノ配列の挿入、欠失又は変異導入処理によって改造されたものであっても別表第一のベクターと同等なものとして扱うものとし、また、別表第一のベクターに存在する耐性マーカー等の欠失又は変異導入処理によって改造されたものであっても同等なものとして扱うものとする。

ただし、当該改造によって水平伝播を生じさせるおそれがある場合は、この限りではない。

⑸　別表第二の挿入ＤＮＡは、当該挿入ＤＮＡの一部が改造されたものであっても、産生される物質の機能上の基本的性質に著しい変化が認められない場合は、別表第二の挿入ＤＮＡと同等なものとして扱うものとする。

また、別表第二の挿入ＤＮＡは、当該挿入ＤＮＡの一部のＤＮＡを使用したものであっても、別表第二の挿入ＤＮＡと同等なものとして扱うものとする。

⑹　別表第二の挿入ＤＮＡが合成ＤＮＡであっても、当該挿入ＤＮＡが発現することにより産生される物質が生理活性を有する場合には、天然ＤＮＡと同等なものとして扱うものとする。

⑺　プロモーター、ターミネーター、エンハンサー、生理活性を有しないリンカー、アダプター、クローニングサイト、スペーサー、オペレーター及びシャイン・ダルガーノ配列は、生物多様性影響及びヒトへの健康影響を考慮した場合、その影響の可能性が認められないと判断されることから、安全性評価の対象としないものとし、別表第二の挿入ＤＮＡに記載しないものとする。

⑻　別表第一の宿主・ベクターに別表第二の挿入ＤＮＡを組み合わせて構成された遺伝子組換え微生物は、科学的知見の充実等によって、生物多様性影響及びヒトへの健康影響が認められる場合は、当該別表に含まれないものとする。（法第13条第１項に基づく大臣確認が必要となる。）

⑼　この別表は、今後の科学的知見の充実等によって見直し、追加又は削減する場合がある。

○経済産業省告示第百六十九号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十五年度中小企業者に関する国等の契約の方針が定められたので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十五年七月五日　　経済産業大臣　茂木　敏充

平成二十五年度中小企業者に関する国等の契約の方針の要旨

我が国経済は、このところ一部に変化の兆しがみられるものの、緩やかなデフレ状況にあり、厳しい経済情勢の中で、経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業・小規模事業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号。以下「官公需法」という。）第三条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の受注機会を確保することは極めて重要である。また、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故により、被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることに加え、全国の中小企業・小規模事業者の事業環境にも影響が及んでいることに留意する必要がある。

こうした認識の下、国等（官公需法第二条第二項に定める「国等」をいう。）は、中小企業基本法第三条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物件等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。また、国等としても、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、契約の内容や状況等に応じた適正な予定価格の作成により物件等の発注を推進することとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるとともに、東日本大震災に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保するものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の確保すべき必要な措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する。

第一　中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置

１　国等は、平成二十五年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講じることとする。

（一）官公需相談窓口における相談対応

国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

（二）適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。